

四日市市消防本部訓令第5号

四日市市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

四日市市消防職員の服務に関する規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

四日市市消防職員の服務に関する規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(勤務管理)</p> <p>第22条 職員の勤務管理については、 四日市市庶務事務システム運用規則(平成15年四日市市規則第21号)によるものとする。</p> <p><u>2 前項の規定は、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和28年四日市市条例第5号)第7条に規定する休日に勤務を割り振られている職員がその休日に休暇を必要とする場合の勤務管理について準用する。</u></p>	<p>(勤務管理)</p> <p>第22条 職員の勤務管理については、 四日市市庶務事務システム運用規則(平成15年四日市市規則第21号)によるほか、<u>四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和28年四日市市条例第5号)第7条に規定する休日に勤務を割り振られている職員がその休日に休暇を必要とする場合、休日休暇届(別記様式)によるものとする。</u></p>
<p><u>附 則 (令和5年3月31日消本訓令第5号)</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>別記様式</u></p>	<p>別記様式(第22条関係) (略)</p>